

(若年層の海外旅行促進に向けた取組)

平成30年度旅行会社提案型「海外教育旅行支援事業」実施要領

1 目 的

若者の海外渡航経験は、グローバルな視点を持って地域で活躍する観光をはじめとする地域産業人材の育成、将来の海外渡航需要の拡大及び海外との往来拡大に大きく寄与するものである。

この要領は、海外教育旅行の取組が進展しない地域の中高等学校における海外教育旅行を促進するとともに、海外の文化・知見を得るなどの教育支援及び将来的な渡航需要の拡大を図るため、北海道海外旅行促進事業実行委員会（以下「委員会」という。）の会員である旅行会社が企画・募集する、中高校生を対象とした海外教育旅行に参加する道内の中高校生に対して、旅行代金やパスポート取得などの海外渡航費の一部を助成する事業に関して必要な事項を定めるものとする。

2 助成対象

- (1) 委員会の会員である旅行会社が企画・募集する道内の中高校生を対象とした海外での教育旅行。
- (2) 助成対象経費は、ホームステイ経費、航空運賃等の交通費、海外教育機関授業料、安全確保経費、諸税など、事業の目的を達成するために必要な経費とする。

3 助成対象期間

平成30年5月30日から平成31年3月31日までとする。

4 助成条件

旅行会社が企画・募集する海外教育旅行に関して、前記1の目的に合致するほか、次の全ての条件を満たしていること。

- (1) グローバル人材の育成、参加者の安全確保への対応、適正な価格設定など若年者の海外渡航という観点を踏まえた旅行企画であること。
- (2) 札幌都市圏等以外の中高等学校の生徒を重点的に募集する企画内容であること。
- (3) 募集人員が、概ね10人以上20人以下であること。
- (4) 上記の(1)から(3)に関して、ヒアリング審査を受け、助成対象事業の認定を受けること。
- (5) 旅行企画のパンフレット等に、北海道海外旅行促進事業実行委員会「海外教育旅行支援事業対象旅行企画」と記載すること。

5 助成金の額

- (1) 旅行企画1件ごとに、以下の額を助成する。

ア 札幌都市圏等に在学する生徒

利用する路線	1名あたりの助成額	助成総額の上限
道内空港発の国際線を利用する場合 (経由地としての利用を含む。)	20,000円	100,000円
上記以外	10,000円	50,000円

※ 札幌都市圏等とは、石狩学区（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村）並びに小樽市、南空知学区（夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町）及び胆振東学区（苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町）とする。

イ ア以外に在学する生徒

利用する路線	1名あたりの助成額	助成額の上限
道内空港発の国際線を利用する場合 (経由地としての利用を含む。)	40,000円	400,000円
上記以外	20,000円	200,000円

- (2) 旅行企画1件当たりの助成総額は50万円以内とする。
- (3) 助成対象事業として認定する旅行企画は1年度内2件程度とする。

7 助成に係る諸手続

- (1) 助成対象事業の認定を受けようとする旅行会社の代表者は、旅行を実施する3か月前までに、委員会に対し、認定申請書等を提出すること。
- (2) 委員会は、ヒアリング審査を行い、内容が適正であると判断した場合は、速やかに認定書により、予め実績報告の提出期限を定めて認定する。
- (3) 認定を受けた旅行会社において、旅行実施までの間に企画内容に大幅な変更が生じたこととなった場合は、委員会に連絡すること。原則として、変更後の内容で積算した額を、認定額の範囲内で助成することとする。
- (4) 認定書を受けた旅行会社の代表者は、当該旅行の実施後、前記(2)で定められた実績報告の期限内に実績報告書を委員会に提出すること。なお、実績報告書には、次の内容を記載した書類を添付すること。
 - ア 旅行参加者名簿
 - イ 旅行参加者に係る請求書
 - ウ 旅行参加者に係るアンケート
- (5) 委員会は、実績報告書の内容が適正であると判断した場合は、実績報告書を受理した日から30日以内に、認定を受けた旅行会社の代表者に助成決定通知書を送付するとともに、助成申請者の口座に助成金を振り込む。

8 その他

- (1) 委員会は、助成対象事業の認定を受けようとする旅行会社の認定申請順にヒアリング審査、認定を行い、総額100万円の範囲内で助成する。
- (2) この要領に定めのない事項については、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年5月30日から施行する。